出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人みらいファンド沖縄(以下、当財団という。)の就業規則第26条にもとづき、職員の出張旅費について定める。

2 当財団の職員が業務のため出張した場合は、この規程にもとづき、旅費を支給する。

(旅費)

第2条 旅費は、交通費ならびに宿泊費とし、その額は【別表1】、【別表2】および 【別表3】のとおりとする。

(交通費支給の原則)

第3条 出張の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的、かつ、適正な交通手段による実費を支給する。

- 2 自家用車で出張したときは、【別表3】の金額で計算し支給する。
- 3 事務局長が妥当と判断した場合は、タクシー・レンタカーの利用を認める。
- 4 グリーン車やスーパーシートの利用は原則、認めない。
- 5 海外出張の場合、交通費は【別表1】の金額で計算して支給し、自家用車の利 用は認めない。

(宿泊費支給の原則)

第4条 業務上宿泊が必要と認められる場合宿泊費を支給する。

- 2 原則業務が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、業務が深夜または早朝のため 移動が困難、または過度な負担が強いられる場合は、前泊・後泊を認める。
- 3 宿泊費は【別表2】に定める額を限度額に実費を支給する。
- 4 事務局長がやむをえないと判断した場合は、規定金額を超えて実費を支給する。 5 出張期間中に就業規則に定められた休日がある場合、その休日に業務を行ったか否かに関わらず、宿泊費を支給する。6 以下の場合は宿泊が伴っても宿泊費を支給しない。
 - ① 当財団が宿泊場所を提供したとき
 - ② 講師派遣などにより依頼元が宿泊費を負担した場合
 - ③ 寝台車、夜行の電車・バス・船舶・飛行機などを利用した場合
 - ④ 実家など宿泊費が発生しない場所に宿泊した場合

7 海外出張の場合、宿泊費は【別表 2】に定める額にかかわらず、出張地の実情を 考慮して妥当であると事務局長が認めた額を支給する。

(日当)

第5条 出張に要した期間に対しての日当は、【別表4】に定めるとおりこれを支給 する

(その他の費用)

第6条 出張中において業務に支出したその他の費用は、その実費を支給する。

(自家用車の使用)

第7条業務の事情により移動・運送手段として使用する自家用車は、車検証を備え、かつ、必要な保険料および諸税金が遅滞なく支払われているものに限る。2 交通法規を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。

3 自家用車の使用は、事前に事務局長の許可を得た場合に限る。

(出張中の事故)

第8条 出張中の業務中以外の事故に関しては、当人の責任において処理する。

(出張中の就業期間)

第9条 出張中の勤務は、就業規則に定める所定就業時間を勤務したものとみなす。

(旅費の仮払い)

第 10 条 事務局長が必要と判断したとき、所定の手続きを経て出張に必要な旅費の 仮払いを受けることができる。

(旅費の精算)

第 11 条 出張者は、帰着後すみやかに、旅費を精算しなければならない。ただし、 やむを得ない事情がある場合には、事務局長の承認を受けたうえで精算を遅らせる ことができる。

(規程外事項)

第12条 この規程に定めのない事項については、代表理事が決定する。

附則

この規程は、2019年7月6日より適用する。

この規程は、2022年1月22日に施行し、2021年12月1日より適用する。

この規程は、2023年5月15日に施行し、2023年4月1日より適用する。

【別表1】交通費

交通費 (公共交通機関)					
移動距離(片道)	JR・私鉄	新幹線	バス	フェリー	飛行機
100km 未満	運賃		運賃	2等運賃	
100km 以上	運賃+特急	運賃+特急+指定	運賃	2等運賃	エコノミ
					J

※移動距離は、当財団事務所に最寄りの鉄道駅またはバス停を起点とする。

【別表2】宿泊費

宿泊費			
都市	東京都	政令指定都市	その他の市町村
1泊(シングル)	12,000 円以内	10,000 円以内	8,000 円以内

[※]宿泊費上限額以内に限り朝食付を認める

【別表3】自家用車交通費

交通費(自家用車利用)				
	ガソリン代(行程往復		高速道路 料金	駐車料金
2km未満	50km未満	<u>50km以上</u>	⇔ #4.	<i>#</i>
<u>支給なし</u>	起点往復距離×20円 +400円	起点往復距離×20円 +700円	実費	実費

移動距離は、小数点以下第一位未満を切り捨てる。

また、上の表にもとづき金額を算出したのち1円未満はこれを切り捨てる。

【別表 4】日当

号	地域	区分	支給額の上限
甲	国内	1 日	2,000円
乙		午後出発午前帰着	1,000円

丙	外国	5,000円。ただし、地域の事情を考慮し、出張命令権 者がやむを得ないと判断した場合は、これを変更する
		ことができる。